

令和6年3月12日

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|--|
| 齋藤委員 | 企業局が実施するデジタルプラットフォームの運用の詳細はどうか。 |
| 総務企画課長 | <p>危機管理対応力の強化や施設管理の効率化を図るため、データ共有やチャット等の様々な機能を一元的に管理できるコミュニケーションツールソフトを導入するものである。事故や災害が発生した場合に、これまで電子メールやFAXでやりとりしていたものをタブレット端末等で現場のモニターカメラの映像や監視制御の状況をリアルタイムで確認することができ、事故原因の究明や対応方針決定の迅速化が図られ、現場職員をよりの確にサポートできるようになる。</p> |
| 齋藤委員 | 道路渋滞の解消に向けた取組状況及び今後の方向性はどうか。 |
| 道路整備課長 | <p>国、県等の道路管理者及び交通管理者や県バス協会、県トラック協会等の道路利用団体から組織する山形県渋滞対策推進協議会で、各機関の取組状況や対策箇所のモニタリング結果の共有等を行うとともに、渋滞箇所の解除等について議論を行っている。</p> <p>今年度は、各機関が交差点改良やバイパス整備、道路拡幅事業等のハード対策を行っているほか、路面標示による対策、公共交通機関の利用促進や時差出勤促進等の交通需要マネジメントといったソフト対策を総合的に実施している。</p> <p>令和4年度の東北中央自動車道開通による国道13号の渋滞箇所への影響についてのモニタリングの結果、指定されていた6箇所の渋滞箇所で渋滞の継続時間が短くなっており、冬期間の車両進行速度低下も改善されている。この結果を基に、来年度の渋滞箇所の解除に向けた審議をしていく予定である。</p> |
| 齋藤委員 | 渋滞箇所の指定解除の考え方はどうか。 |
| 道路整備課長 | <p>山形県渋滞対策推進協議会で指定解除基準の見直しを行った。指定に当たっては車両の平均進行速度や渋滞の継続時間等について県内全域を調査して指定しているが、指定解除を行うには渋滞対策の翌年度にモニタリング、更にその翌年度に解除の審議を行うこととなり、対策実施から解除までに時間を要していたことから、対策実施の翌月からモニタリングができるようにした。</p> <p>また、指定解除に当たっては、指定時の降雪量と同等の降雪量である年と比較することとされているが、大雪の年に指定した箇所は同等の降雪量となる年が少なく、対策は実施されているのに解除ができないということもあり、直近5か年の平均降雪量と比較できるようにした。</p> <p>さらに、利用者実感と指定の状況が乖離している場合もあり、指定されているが利用者としては渋滞を感じない、指定されていないが利用者としては渋滞を感じるといった利用者実感も指定又は指定解除の評価に加味することとした。</p> |
| 齋藤委員 | 県営住宅の長寿命化に当たっては、子育て世帯向けの改修等、子育て支援の観点が含まれているのか。 |
| 住宅対策主幹 | <p>県営住宅の状況としては、築30年を超える県営住宅は全体の85%以上で、経年劣化への対策が最優先となっており、令和2年3月に策定した山形県県営住宅長寿</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 齋藤委員 | <p>命化計画に基づき、外壁や屋根、給湯設備、フローリング化やユニットバス化等の改修を実施している。</p> <p>国において、公営住宅の子育て世帯向けの改修についての支援メニューが創設されたが、本県の県営住宅入居者は高齢者が多く、支援制度活用については慎重に検討していきたい。</p> <p>高齢者の入居割合は約33%と全体の半数以下と認識しており、知事も子育て支援が一丁目一番地と公言していることから、県営住宅の長寿命化のあり方を見直し、子育て支援に大きく舵を取るべきと考える。</p> |
| 齋藤委員 | <p>倉沢発電所のリニューアルに係る企業局の事業会計への影響はどうか。</p> |
| 電気事業課長 | <p>リニューアルに伴い、令和6年6月から11年6月まで運転を停止するが、6年度は約7億3,000億円の減収となる見込みである。電気事業会計全体の収支としては、全発電所で前年度比0.4%増の発電が可能となる予定であり、倉沢発電所の運転停止分はカバーできるものと考えている。</p> |
| 相田(日)委員 | <p>令和6年度当初予算で予定している公営企業資産運用事業会計における建設改良費の詳細はどうか。</p> |
| 総務企画課長 | <p>企業局内の財務会計システムの更新のほか、緑町会館や県営駐車場、県民ゴルフ場の設備更新を行う予定である。</p> |
| 相田(日)委員 | <p>設備更新に伴う施設休業等により利用者や会計収入に影響は出るのか。</p> |
| 総務企画課長 | <p>県民ゴルフ場のオフシーズンに工事を行う等、営業に影響がないように実施する予定である。</p> |
| 相田(日)委員 | <p>山形県企業局経営戦略に掲げる、県民ゴルフ場に係る快適な施設環境とサービスの提供に資する設備更新とは具体的に何か。</p> |
| 総務企画課長 | <p>コースの芝管理がゴルフ場にとって最も重要なものと考えており、来年度は散水ポンプの更新を行う予定である。</p> |
| 相田(日)委員 | <p>利用者の立場からは、乗用カートの更新が一番わかりやすいサービスの向上であると思う。予算も限られていると思うが、指定管理者と情報交換をしながら計画的に整備をしてほしい。</p> |
| 相田(日)委員 | <p>企業局における除雪業務委託について、人件費や資材等の高騰をどのように予算に反映しているのか。また、少雪時の対応として、県土整備部が実施している稼働保障のような制度を検討しているか。</p> |
| 水道事業課長 | <p>浄水場や屋外施設の除雪を委託しているが、高騰分を見込んだ予算編成としている。待機補償や稼働保障のような制度は設けていないが、今年度は置賜地域の施設で除雪の回数が少なく、予算執行率が1割程度となっている。他の県有施設の状況を確認し、除雪業者の意見等も踏まえ、今後の対応について検討していきたい。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|--|
| 相田（日）委員 | 河川流下能力向上・持続化対策事業費の予算規模が令和4年度の約15億円から、5年度が約12億円、6年度が約8億円と減少しているが、事業計画の進捗状況及び6年度の取組予定はどうか。 |
| 河川課長 | <p>令和4年3月に河川流下能力向上・持続化対策計画を策定し、河道閉塞率が概ね20%以上の区間約230kmについて、堆積土砂及び支障木の撤去を進めている。また、土砂の再堆積抑制対策として上流の河床にコンクリートブロックを据え付けて土砂が下流に流れることを抑制する対策も併せ行っている。</p> <p>4年度から2か年で約150km区間について浚渫や支障木の伐採を実施し、40箇所まで再堆積を抑制する床固めの設置を行った。6年度は、40km区間について浚渫又は支障木の伐採を行い、14箇所程度の床固めを行う予定である。</p> |
| 相田（日）委員 | 計画期間が令和7年度までの4か年となっているが、8年度以降の事業計画はどうか。 |
| 河川課長 | 本事業は、国の緊急浚渫推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施しているが、前者は令和6年度まで、後者は7年度までが事業期限となっている。河川の維持管理は継続して取り組んでいく必要があることから、8年度以降の事業債の継続について6年度政府の施策等に対する提案で要望を行っており、引き続き国に働きかけていきたい。 |
| 相田（日）委員 | 現在対策を進めている約230kmの区間以外にも対策を要望されている箇所はあると思うが、今後の流下能力向上・持続化対策について検討している新たな取組はあるか。 |
| 河川課長 | 河川の堆積土砂の撤去については平成24年から実施してきたが、現在の計画の中で再堆積までの期間が延びるように床固めといった新たな対策に取り組んでいるところである。また、対策を実施した箇所については、ドローンを活用して再堆積状況をモニタリングし、どのような形で堆積が進んでいくかを観察しており、今後の取組に生かせるよう研究していきたい。 |
| 小松委員 | 再堆積抑制のために床固めは有効と考えるが、どのような判断で床固めを実施するのか。 |
| 河川課長 | 基本的には、上流で洗堀を受けている場所に床固めを実施することとし、河川流下能力向上・持続化対策計画策定時に総合支庁から聞き取りを行って計画に反映している。計画策定以降に出水等があった場合は、緊急度を現場で確認して対応を進めている。 |
| 相田（日）委員 | 令和6年度に新規事業として予定している、まちなか賑わい空間形成事業費の具体的な事業スケジュールはどうか。 |
| 都市計画課長 | 本事業はワークショップの開催、VR画像の作成及び社会実験の3つに取り組むこととしている。モバイルマッピングシステムデータを始めとする様々なデータを幅広く活用しながら課題整理や社会実験による効果検証を行い、令和7年度以降に整備のあり方について基本構想を作っていく。 |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 相田（日）委員 | <p>まずはワークショップで関係機関や地域住民、大学生等から話を聞き、イメージを固めた上で年内にVR画像を作成したいと考えている。</p> |
| 都市計画課長 | <p>ワークショップでは、空間整備のイメージの作成段階から議論を行うのか、又は示されたイメージを基にその空間の活用方法を議論していくのか。</p> |
| 相田（日）委員 | <p>ワークショップでは、空間形成の方針や具現化策について議論を行う予定であり、空間整備イメージのVR画像もワークショップで出た意見を集約しながら作成し、出来上がった画像を道路管理者や交通事業者等の関係機関との調整材料として活用することを考えている。</p> |
| 都市計画課長 | <p>約1,700万円の予算の使途はどうか。</p> |
| 相田（日）委員 | <p>VR動画の作成費用、ワークショップの運営委託及び社会実験に係る交通規制等の経費を見込んでいる。</p> |
| 相田（日）委員 | <p>継続的な空き家対策実施のため、地域住民や市町村と連携して対策に取り組む人材として認定している山形県空き家対策エリアマネージャーについて、制度を開始した令和4年度以降2事業者が認定されているが、その効果及び課題はどうか。</p> |
| 建築住宅課長 | <p>大きな成果には至っていないが、米沢市でエリアマネージャーの活動に参加していた山形大学工学部建築デザイン学科の学生が、空き家を購入・改修してシェアハウスとして自分たちが居住するという取組を実施した。空き家は所有権の問題もあり、すぐに空き家対策が進んでいくものではないが、こうした小さな動きがつながっていくように市町村と連携していきたい。</p> <p>課題としては、エリアマネージャーの活動がイメージしにくいことであり、県外のような取組を参考にして、エリアマネージャーに関心のある団体や市町村の空き家対策担当者に活動内容を示していきたい。</p> |
| 佐藤（正）委員 | <p>令和6年度の盛土災害防止対策事業の詳細及びストックヤードに係る事業者への周知方法等はどうか。</p> |
| 企画主幹 | <p>令和6年度は中核市である山形市を除く県内全域で、国から示された実施要領に基づいて既存盛土調査を実施する。</p> |
| 建設技術主幹 | <p>ストックヤードについては、ストックヤード運営事業者に登録しているリサイクル施設に対して単価設定を行う予定である。既に、山形県建設発生土改良協議会を組織する県内7地区の全施設、また、庄内地域ではリサイクル協会の2事業者がストックヤード運営事業者に登録されており、令和6年4月1日付で単価設定を行う。</p> <p>ストックヤードの活用についても、工事内容の積算の段階から再生改良土を入れていくという方針を総合支庁職員及び建設技術センターに示している。</p> |
| 佐藤（正）委員 | <p>令和6年度の山形空港及び庄内空港における滑走路端安全区域整備の予定はどうか。また、このほかに安全対策を行う予定はあるか。</p> |
| 空港港湾課長 | <p>平成29年に改正された国の基準で原則90m以上の滑走路端安全区域が必要とさ</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 佐藤（正）委員 | <p>れているところ、山形空港では南側が7m、庄内空港では西側が50m不足することから現在整備を進めている。両空港とも令和6年度内に整備が完了する見込みである。</p> <p>ほかの安全対策としては、空港法に基づいて定めている空港機能管理規程による空港灯火等の適切な維持管理、冬季の除雪を行っている。</p> <p>平成24年の庄内空港でオーバーランの事故以降、安全対策を何もしていないのではないかとの意見が県民から寄せられた。安全対策に取り組んでいることを広く住民に知らせる取組が重要と考えるがどうか。</p> |
| 空港港湾課長 | <p>安全対策として取り組んでいることや滑走路端安全区域整備が令和6年度に完了することについて、県民にお知らせしていきたい。</p> |
| 佐藤（正）委員 | <p>酒田港外港地区国際物流ターミナル（-12m）整備事業について、新規事業採択時評価の手続きに着手することが国から発表されたが、本事業のフロー、事業採択の見通しはどうか。</p> |
| 空港港湾課長 | <p>本事業は、洋上風力発電設備の効率的な輸送・建設を可能とし、風車部材の組立積出し等の機能を有した、いわゆる基地港湾の整備を行うものである。3月1日付けで国から直轄事業負担金の負担者である港湾管理者である県に対して意見照会があり、3月4日付けで予算化に同意する旨を回答した。</p> <p>これを受け、国土交通省港湾局で、3月6日に第三者委員会から構成される交通政策審議会港湾分科会事業評価部会を開催し、審議を行った結果、新規事業採択時評価について適当であるという意見が出された。今後は、国の令和6年度予算成立をもって新規事業化が示されるのではないかと考えている。</p> <p>基地港湾については、その新規事業化の後に、国土交通省港湾局の交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進委員会での議論を踏まえて国土交通大臣から指定される。</p> <p>昨年指定された新潟港では、4月下旬に指定されていたため、同様の時期に指定されるものと見込んでいる。指定後は、6年度から9年度の4か年で基地港湾の整備が行われ、10年度から、公募により選定された発電事業者が酒田港を基地港湾として利用できることになる。</p> |
| 佐藤（正）委員 | <p>県営住宅の指定管理について、令和4年度に公募したところ応募がなく、暫定的に県住宅供給公社が管理をしていると認識している。応募を検討していた事業者からの話では、指定管理料が低額であり、これでは住民間のトラブルや要望への対応等を考慮するとほとんど利益が見込めないとのことであった。今後の県営住宅の指定管理の方針はどうか。</p> |
| 住宅対策主幹 | <p>この度、指定管理に応募がなく、関係団体や事業者と話聞いた結果、再公募は困難であると判断し、公営住宅法第47条による管理代行を県住宅供給公社に委託したところである。今後については、県営住宅の管理の在り方を再検証し、業界の意見も聞き、予算協議をしていく中で、管理代行、指定管理、県直営管理といった方法のうちどの方法が県営住宅の管理に望ましいのかを検討していく。</p> <p>県住宅供給公社の管理代行は令和6年度から8年度までを想定しており、この期間を県営住宅管理の在り方について検討する期間としたい。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|---------|---|
| 佐藤（正）委員 | 指定管理料は値上げする方向か。 |
| 住宅対策主幹 | 県営住宅の入居者にとって最も良い管理方法を検討していく中で、指定管理料の値上げについても検討していく。 |
| 佐藤（正）委員 | 令和6年度予算において電気事業会計から工業用水道事業会計へ繰り出す約3,700万円はどのような事業に充当するのか。 |
| 水道事業課長 | 塩水遡上の対応として行っている、河川のモニタリング調査及び上流への仮設ポンプ4台設置に係る事業に充当する。 |
| 佐藤（正）委員 | 恒久的な対策の検討状況はどうか。 |
| 水道事業課長 | 水道施設の老朽化、耐震化、浸水及び塩水遡上対策について、将来の在り方検討のための業務委託を実施しており、今年度内に検討結果が提出される予定である。 |
| 佐藤（正）委員 | 工業用水道への繰り出し対応は、令和6年度に限るのか。 |
| 総務企画課長 | 塩水遡上の恒久的な対策は現在検討中であり、対策が講じられるまでは仮設取水の対応を継続していく必要がある。繰り出し対応は、塩水遡上による対応に係る費用を工業用水の料金に転嫁することについて、受水企業の理解を得ることが困難な場合には公営事業会計への繰り出しを行えるという法令上の例外規定に基づいて行うものである。塩水遡上に対して機動的に対応していくという姿勢を受水企業に示すためにも、今後も電気事業会計の経営に支障がない範囲で繰り出しについて検討していきたい。 |
| 加賀副委員長 | 現時点で考えられる恒久的な対策とはどのようなものか。 |
| 水道事業課長 | 最も有力なものとしては取水口の移設である。そのほか、井戸の設置等の対策も考えられるが、いずれにせよ多額の費用がかかるため、どのように対応するか検討しているところである。 |
| 佐藤（正）委員 | 山形県企業局経営戦略の中間見直しにより令和5年度から9年度までの戦略が見直されたが、その後の社会情勢の変化を踏まえ、事業は順調に推移しているのか。 |
| 総務企画課長 | 改定後初年度となる今年度は、戦略の基本方針に基づいて、発電所のリニューアルや山形県水道広域化推進プランを踏まえた広域連携の推進、DXに向けたデジタルプラットフォームの構築、ゼロカーボンやまがた2050に向けた浄水場の脱炭素化、県内における再生可能エネルギー利用拡大に資する仕組みの構築等を行い、初年度としてはしっかりとしたスタートが切れたものと考えている。 資材費の高騰等により一部事業については見直しを余儀なくされたが、持続的な経営維持に加え、脱炭素化の実現や県内産業の振興に資するよう取組を推進していきたい。 |
| 小松委員 | 先導的フルーツ・ステーションの最上川ふるさと総合公園への整備が検討されているが、山形県都市公園条例に基づき設定されている本公園の役割及び目的等はど |

| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
|--------|---|
| 都市計画課長 | <p>うか。</p> <p>公園が整備された経緯としては、平成7年度に東北自動車道の寒河江SAを活用したハイウェイオアシスの構想があり、その中でSAと連携した公園として本公園が整備された。その後、都市緑化フェアが本県で開催されることになり、その主会場として本格的に整備がなされた。その際、花と緑を謳い文句に公園内をゾーニングしており、センターハウス付近についてはフルーツガーデンとしてフルーツに親しんでもらうというコンセプトとした。</p> |
| 小松委員 | <p>先導的フルーツ・ステーションが公園内に設置されることによる公園の設置目的への影響はあるのか。</p> |
| 都市計画課長 | <p>都市公園は利用者のニーズに応じて変化していくべきものであると考えており、全国的にも、都市公園をより利用しやすい環境にしていくという動きがある。</p> <p>都市公園において最も重要なのは、利用者に豊かな空間として利用してもらうという公園の効用を全うできるかという点である。先導的フルーツ・ステーションの設置が、これまでの公園の利用者にとっても使いやすく、インバウンド等でも利用してもらえるものであれば、公園の1つの効用として活用されていくものではないかと考えている。</p> |
| 小松委員 | <p>農林水産部との打合せや調整の頻度はどうか。また、施設が整備された場合、施設の管理等はどの部局が行うのか。</p> |
| 都市計画課長 | <p>打合せは令和4年度から頻繁に行っている。現在は、農林水産部で検討している先導的フルーツ・ステーションのイメージが都市公園法上逸脱するものではないかといった点やパークPFIの制度等についてやりとりしている。</p> <p>管理方法についてはまだ具体的な協議が始まっていない。先導的フルーツ・ステーションの基本計画や公募条件等により維持管理や運営の形態が変わるため、基本計画や公募条件等を整備する際に議論するものと考えている。</p> |
| 小松委員 | <p>先導的フルーツ・ステーションが整備される場合、山形県都市公園条例を改正する必要はあるのか。</p> |
| 都市計画課長 | <p>施設自体は都市公園法に抵触するものではなく、条例改正を必要とするものではない。ただし、公園内に民間の宿泊施設やカフェが立地する場合は、公園の使用料を納めてもらう必要があり、その使用料が条例で定める金額を下回る場合は条例改正が必要となる。</p> |